

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子高齢化の進行や本格的な人口減少社会の到来に加えて、市民のライフスタイルの多様化や個人主義的傾向が強まる中で、地域福祉活動の担い手不足や自治会等の住民団体の組織力の低下が顕著となっており、地域を中心とした住民同士の支え合いの機能は徐々に弱まってきています。また、核家族化や単身世帯の増加に伴い、子育てや介護に不安を抱える人も増えています。

このような地域の状況を背景に、引きこもりなど、地域の中で孤立して支援が行き届かない世帯の問題や、貧困、虐待、ドメスティックバイオレンス（DV）¹等、対応が遅れることで取り返しのつかない事態となってしまう問題、様々な要因が絡み合って問題が複雑化し、既存の福祉制度だけでは解決が難しい問題などへの対応が課題となっています。

これらの課題を乗り越え、誰もが住み慣れた地域で、年齢や障がいの有無等に関わらず、尊厳を持ちながら安心して暮らしていくことができる社会にするためには、福祉制度の「縦割り²」の構造や「支え手」と「受け手」、「官」と「民」という関係性を越えて、一人ひとりの市民、住民組織、福祉関連団体、企業等の地域に関わる様々な主体と、米子市及び米子市社会福祉協議会（以下「市社協」といいます。）が連携・協働しながら、地域課題の解決のために、それぞれが活躍することができる仕組みを構築していく必要があります。

また、米子市と市社協はこれまでに、地域福祉の推進を目指して、互いに連携を図りながら、米子市が行政計画である「地域福祉計画」を、市社協が民間の自主的な行動計画である「地域福祉活動計画」をそれぞれ独自に策定し、様々な施策に取り組んできましたが、これからは、両者がより一層連携を強化し、官民協働により、効率的・効果的な取組を行っていかねばなりません。

このような考え方から、両計画を統合した一体的な計画として、新たに「米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を米子市と市社協が共同で策定し、多様な主体が協働するための地域の基盤づくりと、地域福祉推進のための具体的実践について、計画的に取り組んでいくこととします。



1 ドメスティックバイオレンス（DV）：配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力

2 縦割り：制度や分野ごとに組織の管轄が分かれ、上下（縦）の関係を中心に組織が運営されることにより、多分野との連携が図られないこと。

2 地域福祉の推進に向けて

(1) 地域福祉とは

地域福祉とは、すべての住民が住み慣れた地域の中で、人権が尊重され、安心して暮らすことができるよう、制度やサービスの充実とともに、地域の住民同士で支え合う社会をつくっていくことです。

本市では、様々な地域福祉活動が行われており、代表的なものとして、高齢者の交流の場づくりである「ふれあい・いきいきサロン活動³」や高齢者の見守り活動、子どもの登下校の見守り活動などがあります。また、最近では、事業者やボランティア団体などが地域住民と協力して行う「子ども食堂⁴」や子どもの学習支援などの取組も広がっています。

(2) 地域共生社会の実現

地域福祉を推進するにあたり、今まで高齢者に限定されていた「地域包括ケアシステム⁵」をより深化させ、高齢者だけでなく、障がい者や子どもなどすべての人が役割を持ち、地域の中でいきいきと活躍できる「地域共生社会」の実現を視野に入れた取組を進めていくことが重要です。

【地域共生社会】

「子ども・高齢者・障害者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる『地域共生社会』を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。」（ニッポン一億総活躍プラン）

3 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条に基づき設置された「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」であり、営利を目的としない民間組織です。

市社協は、地域住民のほか、民生委員・児童委員⁶、ボランティア、社会福祉法人、福祉施設等の福祉関連事業者、保健、医療、教育など関係機関の参加や協力のもと、すべての人が住み慣れた地域で安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指して、生活上の困難を抱えている人に対する福祉サービスの提供や相談援助、資金の貸付などの個別支援を行うとともに、地域の支え合い活動の支援に取り組んでいます。

3 ふれあい・いきいきサロン活動：高齢者が公民館等が集まって、高齢者同士の交流を通して生きがいづくりや社会参加をすすめ、地域で元気に暮らせることを目的とした活動

4 子ども食堂：子どもに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らん、居場所を提供する取組。子どもに限らず、その他の地域住民を含めて対象とする取組を含む。

5 地域包括ケアシステム：団塊世代（昭和22年から24年生まれの人口ボリューム層）が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと。

6 民生委員・児童委員：民生委員法及び児童福祉法で定められ、厚生労働大臣に委嘱されたボランティア。すべての民生委員は児童委員を兼ねる。一定の担当地区を受け持ち、地域や関係する機関との連携をとりながら、高齢者の介護、子育て、健康・医療などに関する相談に応じ、必要な援助を行う。

4 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」について

(1) 地域福祉計画

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条及び第108条に基づき策定される行政計画で、「市町村地域福祉計画」と「都道府県地域福祉支援計画」があります。

「市町村地域福祉計画」(以下「地域福祉計画」といいます。)は、地域福祉推進の主体である地域住民や住民組織、関係団体等の参加を得て、地域の生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となるサービスの内容や量、体制等を検討し、計画的に整備していくことを目的として策定するものです。

平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、地域福祉計画の策定が市町村の努力義務とされ、さらに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、福祉分野の「上位計画」として位置付けられました。

米子市では、平成18年度に第1期計画を策定後、平成21年度に第2期、平成24年度に第3期、平成28年度に第4期計画を策定し、地域福祉の推進に取り組んできました。

(2) 地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」は、市町村社会福祉協議会が中心となり、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営する者が相互に協力し、地域福祉の推進を図ることを目的として策定する民間の活動・行動計画です。行政計画である「地域福祉計画」と理念や内容の一部を共有するなど、相互に連携を図りながら策定されます。

市社協では、平成8年度に第1次計画を策定後、平成13年度に第2次、平成18年度に第3次、平成23年度に第4次、平成28年度に第5次計画を策定し、住民、民間団体、市社協の協働による地域福祉実践に取り組んできました。

(3) 一体的な計画策定について

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の両計画は、それぞれがバランスを取りながら連携し、地域福祉を推進する上でどちらも欠かすことができない、いわば車の両輪のような関係といえます。そこで、計画の理念や目的を共有して、施策や活動のより効果的・効果的な実施を目指して、米子市と市社協が協力して、両計画の一体的な策定を行います。

5 主な国の動き

(1) 最近の動向

「地域共生社会」の実現に向けた最近の国の動向は以下のとおりです。

平成 27 年 9 月	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」の公表 厚生労働省は、多様化・複雑化した地域課題に対応するため、4つの改革の方向性を示しました。 ①包括的な相談体制システム ②高齢・障害・児童等への総合的な支援の提供 ③効果的・効率的なサービス提供のための生産性向上 ④総合的な人材の育成・確保
平成 28 年 6 月	「地域共生社会」の実現を提唱 閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されました。
平成 28 年 7 月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置 「地域共生社会」の実現に向けた具体策の検討が開始されました。
平成 28 年 10 月	「地域力強化検討会」を設置 地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方についての検討が開始されました。
平成 29 年 6 月	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律公布 社会福祉法の一部改正が行われました。
平成 29 年 9 月	地域力強化検討会「最終とりまとめ」を公表 地域共生社会の実現に向けて目指す方向性が示されました。
平成 30 年 4 月	改正社会福祉法施行
令和元年 5 月	「地域共生社会推進検討会」を設置 次期社会福祉法改正に向けた市町村における包括的な支援体制の整備の在り方や、社会保障・生活支援において今後強化すべき機能についての検討が開始されました。
令和元年 12 月	地域共生社会推進検討会「最終とりまとめ」を公表 地域共生社会の実現に向けた包括的支と多様な参加・協働の推進に関する方向性が示されました。

【地域力強化検討会「最終とりまとめ」の概要】

○それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦〈共生文化〉

社会的孤立や社会的排除をなくし、誰もが役割を持ち、お互いに支えあっていくことができる地域共生社会を創出することは、高い理想であるが、あきらめることなく、それが文化として定着するよう挑戦し続けていくことに価値がある。

○すべての地域の構成員が参加・協働する段階へ〈参加・協働〉

地域住民、民間事業者、社会福祉法人、民生委員・児童委員、行政等といった多様な構成員が、それぞれに活動するだけではなく、自らの地域福祉を推進していくために参加・協働することが求められている。それぞれの地域で共生社会の実現に向けて、具体的に連携する「仕組み」と事例に基づく「対話・協議」をしていく過程が大事であり、そのような場をつくることが求められる。

○重層的なセーフティネットの構築〈予防的福祉の推進〉

これからの社会福祉にとって重要な視点は「予防」である。これまでの申請主義による「待ち」の姿勢ではなく、抱えている問題が深刻化し、解決が困難な状態となる前に早期に発見して支援につなげていくことが大切である。地域の中で重層的なセーフティネットを構築することが必要。

○包括的な支援体制の整備〈包括的支援体制〉

社会的孤立、制度の狭間、サービスにつながらない課題、あるいは将来への不安について、地域全体で支え合うことを目指していく必要がある。

○福祉以外の分野との協働を通じた、「支え手」・「受け手」が固定されない、参加の場、働く場の創造〈多様な場の創造〉

地域の各分野の課題に即して福祉分野から地域づくりについて積極的に提案等をしていくことを通じ、これまで支援の「受け手」であった人が「支え手」に回るような、参加の場や就労の場を地域に見出ししていく。また、必要に応じてサービス開発やそうした場を創り出していく社会資源開発が必要。

(2) 社会福祉法の改正の概要

「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」や「地域力強化検討会」での検討を経て、改正社会福祉法が平成29年5月に国会で可決・成立し、平成30年4月から施行されました。

改正の概要は以下のとおりです。

ア 地域福祉の推進（第4条第1項）**改正**

「地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会」は、

「与えられる」⇒「確保される」よう努めなければならない。

イ 地域福祉の理念（第4条第2項）**新設**

地域住民等は本人及びその世帯に着目し、幅広く生活を捉え、包括的に地域生活課題を把握し、支援関係機関と連携して解決を図るよう特に留意する。

ウ 福祉サービス提供の原則（第5条）改正

社会福祉を目的とする事業を営業者が福祉サービスを提供するに当たっては、地域福祉推進に係る取組を行う地域住民等との連携を図るべきである旨追加。

エ 地域福祉推進に関する国・地方公共団体の責務（第6条第2項）新設

国・地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図る施策その他地域福祉の推進のために必要な措置を講ずることを努力義務化。

オ 相談支援を担う事業者の責務（第106条の2）新設

相談支援を担う事業者は、必要に応じて適切な支援関係機関につなぐことを努力義務化。

カ 包括的な支援体制の整備（第106条の3）新設

以下の事業の実施等により、市町村の包括的な支援体制の整備の推進を努力義務化。

（第1号関係）

- ・地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
- ・地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
- ・地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備

（第2号関係）

- ・地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備

（第3号関係）

- ・多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築

キ 市町村地域福祉計画（第107条）改正

以下の内容を定めるよう規定するとともに、計画の策定を努力義務化。

- ・福祉の各分野における共通的な事項（「上位計画」として位置付け）
- ・包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項

(参考) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)〈抄〉

※地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)による改正後

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供の原則)

第5条 社会福祉を目的とする事業を営業者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条(略)

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域子育て支援拠点事業等を営業者の責務)

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を営業者のうち、次に掲げる事業を行うもの(市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。)は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第10条の2に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第1項に規定する母子健康包括支援センターを営業者
- 三 介護保険法第115条の45第2項第1号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第1号に掲げる事業

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

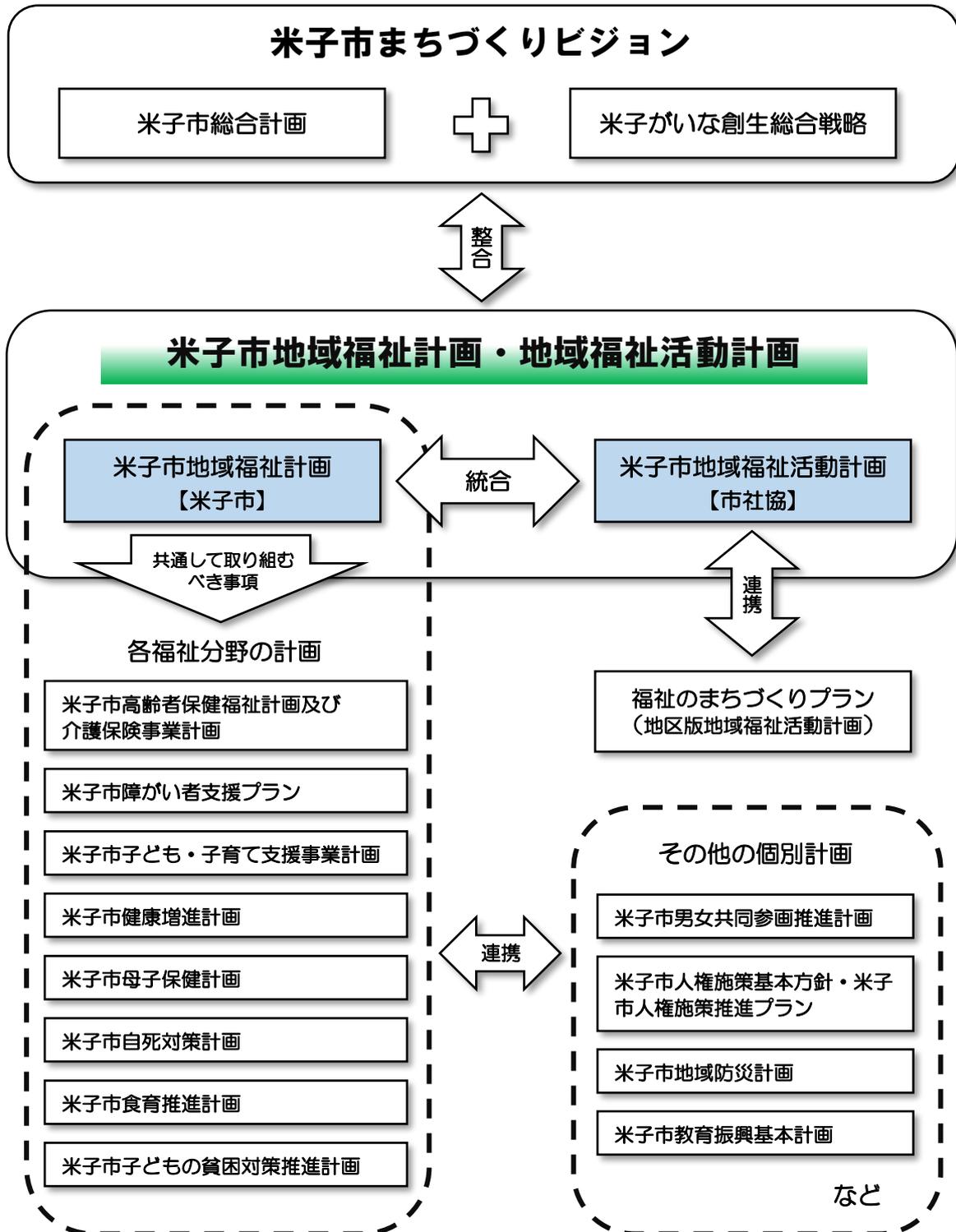
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

6 他の計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「米子市まちづくりビジョン」に基づく福祉分野の上位計画として、高齢者、障がい者、子ども・子育て、その他の各福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定めます。また、その他の様々な分野の行政計画や地域住民主体で、各地区において策定される「福祉のまちづくりプラン」との連携を図ります。



7 計画期間

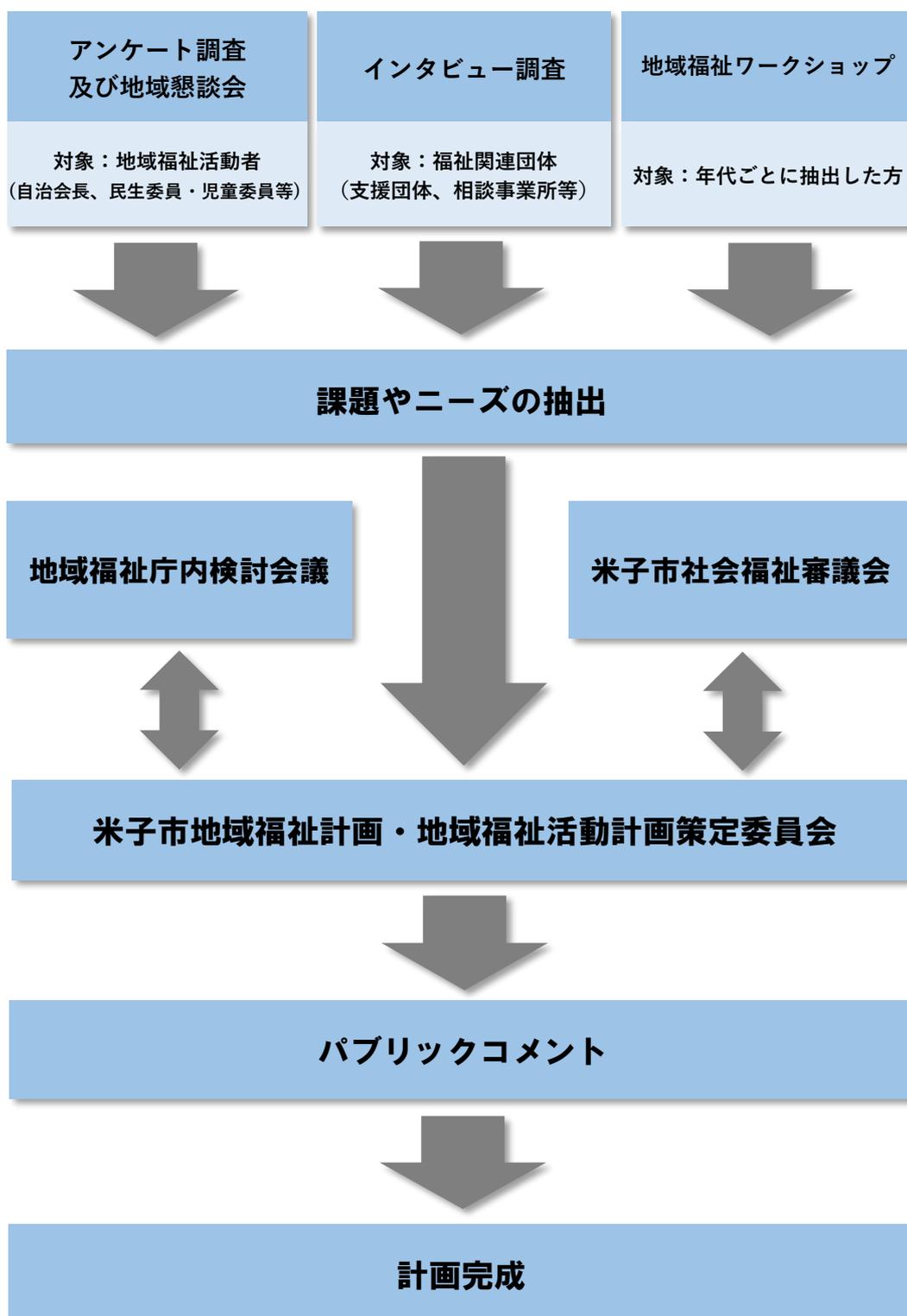
本計画の計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。計画期間の初年度である令和2年度は、本計画の前身となる「第4期米子市地域福祉計画」と「第5次米子市地域福祉活動計画」の計画期間中ですが、国の動向や社会福祉法の改正、地域の現状等を総合的に勘案し、両計画の期間満了を待たずに本計画に移行することとします。

今後も、本計画の計画期間中に、関連法の改正や社会情勢の変化等が生じたときは、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
米子市まちづくりビジョン							現行計画				
第4期米子市地域福祉計画			前計画				本計画				
第5次米子市地域福祉活動計画			前計画								
米子市高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画					現行計画		次期計画				
支援 プラン 米子市 障がい者	米子市障がい者計画	現行計画									次期 計画
	米子市障がい福祉計画				現行計画		次期計画				
	米子市障がい児福祉 計画				現行計画		次期計画				
米子市子ども・子育て支援事業 計画						現行計画					
米子市健康増進計画					現行計画				次期計画		
米子市母子保健計画					現行計画				次期計画		
米子市自死対策計画						現行計画				次期 計画	
米子市食育推進計画						現行計画				次期 計画	
米子市子どもの貧困対策推進 計画						現行計画				次期 計画	

8 計画策定の体制

本計画は、地域福祉活動の実践者、福祉関連団体や事業者、そのほか広く市民の参画を得た上で、米子市の関係課や市社協、米子市社会福祉審議会⁷、米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会における検討を経て、策定を行いました。



⁷ 米子市社会福祉審議会：市長の諮問に応じ、社会福祉事業に関する基本的な事項について調査審議する機関